

東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の実施方針に対する意見・質問書への回答

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
1	実施方針	1	第1章_1.目的	「ごみ処理を継続しながら～1炉ずつ更新」について工事期間中に炉以外に止めることができない範囲を具体的に教えてください。また1～4号炉ごとの稼働状況により上記同様炉以外に止めることができない範囲が異なる場合はそれぞれ教えてください。その内容と設計図および施工計画との整合確認は組合様所掌と考えてよろしいでしょうか。	全ての施設をできる限り止めることなく工事を実施してほしいと考えていますが、それが困難な場合、例えば、この設備を更新しているときには、他の設備や機器を停止する必要がある等、その影響についても提案書を提出していただく際にご検討いただき、組合で良否を判断したいと考えています。従って、事業者はその内容と設計図及び施工計画との整合確認を行った上で提案することとなります。
2	実施方針	1	第1章_2.基本方針 (1) 基本的な考え方_①	「①既設建屋を流用し、建屋内部の機械設備等を撤去・更新するものとする。」とありますが、更新しない機器に関しては、他の更新機器に影響がない場合、残置としても良いとの理解で良いでしょうか。	不要な機械設備等は原則撤去としますが、撤去が新旧設備に影響を及ぼす場合等に限っては、協議により残置を許可します。なお、プラント更新工事の完了までに撤去可能な設備は撤去することとします。
3	実施方針	1	第1章_2.基本方針 (1) 基本的な考え方_①	「①既設建屋を流用し、建屋内部の機械設備等を撤去・更新するものとする。」との記載について、建築躯体と想定される構造物については流用であり、その他意匠の仕上げ、鉄骨塗装などについての要求事項は、別途要求水準書で指定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、要求事項は募集公告時の要求水準書において提示します。
4	実施方針	1	第1章_2.基本方針 (1) 基本的な考え方_③	「1・2・4号炉、1号蒸気タービンの更新工事は既設の蒸気条件で性能試験を行い、3号炉、2号蒸気タービンの更新時は、全ての設備を当初予定する上記条件へ変更し、性能試験を行うものとする。」との記載について、蒸気タービンの使用前検査も既設蒸気条件で実施する想定でしょうか。 それとも、使用前検査は更新後の蒸気条件で行い、性能試験のみ既設蒸気条件で実施する想定でしょうか。	1号炉のみ既設の蒸気条件で使用安全管理検査の実施を検討していますが、詳細は別途協議とします。
5	実施方針	1	第1章_2.基本方針 (1) 基本的な考え方_③	「全ての設備を当初予定する蒸気条件へ変更し」とありますが具体的にお教え願います。	募集公告時に提示しますが、エネルギー回収率を上げるための手段として蒸気条件の変更（高温高圧）提案をしていただく予定です。
6	実施方針	1	第1章_2.基本方針 (1) 基本的な考え方_⑥	「環境基準」とありますが具体的な基準（何処の何年度等）について提示願います。	募集公告時に提示します。
7	実施方針	1	第1章_2.基本方針 (2) 計画設計方針_③	「ごみ質の変化」とありますが具体的にお教え願います。	募集広告時に提示しますが、今後の構成市町の可燃ごみ減量化の取組みにより、プラスチック使用製品廃棄物や生ごみなどの分別収集が開始された場合は、ごみ質が変化する可能性がありますので、その場合であっても安定焼却が可能であることを想定しています。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
8	実施方針	1	第1章_2.基本方針 (3) VE (Value Engineering) 提案	本施設のプラント更新工事は、既設施設を稼動しながら行うため、詳細な取合い確認、撤去および据付工事の干渉チェック、据付手順の確認のため、入念な現場確認が必要です。 また、機器仕様や構成機器に関する VE 提案に加え、既設機器の再利用なども含め各種 VE 提案を行うとあります。そのため、工事計画は何度も確認しながらする必要がありますことと、さらに実現可能な VE 提案を行うために、必要時に随時現地確認が可能であると理解してよろしいでしょうか。	4月を予定する公募後、現地確認は5月中旬頃を予定していますが、追加の依頼を受けた際には、組合スケジュールに応じて、現場確認が出来るよう対応を図ってまいります。
9	実施方針	1	第1章_2.基本方針 (3) VE (Value Engineering) 提案_②	「VE 提案にあたっては、機器仕様や構成機器に関する VE 提案に加え、既設機器の現地確認を行い、継続利用が可能であると思われるものの再利用なども含め、各種 VE 提案を行うこと。」とありますが、再利用により補助金や交付金の適応可否や交付対象の有無が変わる恐れがあります。組合様が現時点で埼玉県に確認している内容についてご教示いただけないでしょうか。また、提案時に提出する VE 提案についても、契約前に組合様から埼玉県に確認していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	国の交付金要件の大規模リニューアルの対象とするには、廃棄物の処理に直接必要となる主要な設備の全更新が条件とされていますが、ライフサイクルコスト分析等を行った結果、補充する設備の一部（又は全部）について整備不要と判断した場合は、これを整備しないことは可（交付金Q&A）とあります。埼玉県からは「具体的に再利用する設備が確定した後、交付対象の有無を確認する。」と回答をいただいています。 VE提案は、契約前に当組合から埼玉県に確認する予定です。
10	実施方針	1	第1章_2.基本方針 (3) VE (Value Engineering) 提案_②	「VE 提案にあたっては、機器仕様や構成機器に関する VE 提案に加え、既設機器の現地確認を行い、継続利用が可能であると思われるものの再利用なども含め、各種 VE 提案を行うこと。」とありますが、継続利用するにあたり、修理・補修・部品交換などが必要な場合、これら必要な費用は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	質問9の回答と重複しますが、修理や補修、部品交換しながら継続利用する場合は、埼玉県に確認し、大規模リニューアルの対象から外れなければ、VE提案として採用し、その場合は、事業範囲内とします。
11	実施方針	1	第1章_2.基本方針 (3) VE (Value Engineering) 提案_②	使えるものを残した場合の VE 提案があった場合に、施設設備機器の劣化のリスクは組合様負担としていただけますでしょうか。 また、プラント優先とならないよう、土建工事部分にご配慮お願い申し上げます。 協議の時間はどのタイミングとお考えでしょうか。	そのまま使用した場合の提案については、VE提案として採用することはできません。一方、詳細調査や検討等、工学的根拠に基づき、更新を不要とした提案については、VE提案の協議対象とします。提案の中で事業者が想定した使用可能年数が経過した後の劣化のリスクについては組合負担とします。 質問12の回答も参照のこと。
12	実施方針	1	第1章_2.基本方針 (3) VE (Value Engineering) 提案_②	継続利用が可能であることの判断基準を提示願います。 (一年もてば継続利用出来たとみなされるのか)	継続利用が可能であることの判断基準については、循環交付金Q&A92によるものとし、事業者において必要な調査を行い、提案してください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
13	実施方針	2	第2章_1_1.4 本事業の業務内容 (1) 第一工場の設計に関する業務_②③④	業務内容・量を具体的に提示願います。	②については、実施方針別紙1に記載する地盤調査やテレビ受信障害調査等ですが、それ以外に必要な調査があれば適宜実施してください。 ③については、交付金の申請は組合で行いますが、交付対象内外等、その内訳となる数量や金額を確認できる書類の作成等を想定しています。 ④については、越谷市から借地予定の仮設ヤードや環境部局への許可申請等に必要な書類の作成等を想定しています。
14	実施方針	2	第2章_1_1.4 本事業の業務内容 (1) 第一工場の設計に関する業務_③④	申請支援はどのような範囲になりますでしょうか。	質問13の回答のとおりです。
15	実施方針	2	第2章_1_1.4 本事業の業務内容 (2) 第一工場の建設に関する業務_②	「許認可申請（支援を含む）等」とありますが、どのような範囲になりますでしょうか。	本事業に伴い必要となる法令等に基づく工場棟、管理棟、展望棟等の申請すべてとなります。
16	実施方針	2	第2章_1_1.6 対価の支払	記載内容（施設整備費）について確認させていただきます。プラント更新中及び更新後も今までの通りプラント更新とは別に定期補修工事を継続してご発注いただけるという理解で良いでしょうか。	ご認識のとおり、定期補修工事は本事業とは別に発注します。
17	実施方針	3	第2章_1_1.7 遵守すべき法令及び許認可等	本工事募集公告時点（令和8年4月頃予定）の関係法令を遵守するものと考え、その後に改正された法令については都度協議ということで宜しいでしょうか。	ご認識のとおり、募集公告後に改正された法令については都度協議とします。
18	実施方針	5	第3章_4_4.1 提出書類の内容	①～③は非価格要素、④は価格要素と理解しておりますが、①～③はそれぞれどのような項目で評価されるものでしょうか。また、④はVE提案価格も評価対象となりますでしょうか。	具体的な非価格要素の評価項目は募集公告時に提示しますが、VE提案価格も非価格要素の評価項目とします。
19	実施方針	6	第3章_4_4.2 提出書類の取扱い (2) 特許権等	組合様が要求する仕様・条件に特許技術が含まれる場合、ならびに事業者が予測できない事象（例：地中障害物、既設設備の予見困難な不具合、予見困難な運転制約、想定外の行政指導等）が発生した場合については、実施方針および別紙2の記載（地中障害物は別途協議、調査不備は組合負担等）から、原則として組合様が責任を負う、もしくは協議により対応を決定するという理解でよろしいでしょうか。	事業者が予測できない事象が発生した場合は協議とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
20	実施方針	9	第4章 1_1.2 想定されるリスクの分担	「合理的かつ明確な理由のある意見」とは具体的な協議対象にさせていただけるということでしょうか。	想定されるリスクに対する責任分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見があった場合には、協議とします。実施方針P.9「1,2：想定されるリスクの責任分担」で明記しているとおり、「想定されるリスクに対する責任分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスクに対する責任分担を変更した場合は当該回答の内容を本事業の実施に関する契約に反映するものとするものとする。」と記載しております。
21	実施方針	9	第4章 2_2.2 契約保証金の納付等	「本組合は、施設整備業務の履行を確保するため、次の①から④までのいずれかに掲げる保証を求めることを予定している。」とありますが、保証事業会社の保証も認めていただけますでしょうか。	保証事業会社の保証も認めることとします。
22	実施方針	10	第4章 2_2.4 業務の履行の検査等	「本組合は、施設整備期間中の各年度末に、地方自治法第234条の2第1項に規定する検査を行い、その出来高に応じて施設整備費を支払う。」とありますが、受注者は各年度の出来高予定額に10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求できるとの理解でよろしいでしょうか。また、前払金の上限金額はないとの理解でよろしいでしょうか。	前払金の上限金額は、設定しない予定です。
23	実施方針	10	第4章 2_2.4 業務の履行の検査等	「本組合は、施設整備期間中の各年度末に、地方自治法第234条の2第1項に規定する検査を行い、その出来高に応じて施設整備費を支払う。」とありますが、事業費（更新工事）の支払条件は、入札書を基に組合様が各会計年度における請負代金の支払（限度）額を設定するとの理解でよろしいでしょうか。	各年度完了払い。各年度支払い予定額は、事業者から提出される年度別の見積内訳書を基に契約において定めま
24	実施方針	12	第6章 1	「本事業の継続が困難となる事由」とは具体的にはどのようなものでしょうか。震災などが一般的には想定されますが、こちらの案件特有の事由などを想定されておりますでしょうか。その場合の費用負担については御協議いただけたらということでしょうか。	募集公告時に建設工事請負契約書（案）にて提示しますが、本事業特有の事由は現時点では想定していません。
25	実施方針	13	第7章 2	「財政上及び金融上の支援」とはどのような事例を想定されていますでしょうか。また、設計変更等による増額変更も協議対象になるという理解で宜しいでしょうか。	PFI法に基づく財政上及び金融上の支援ですので、本事業では想定していません。また、設計変更等による増額変更については、本事業は性能発注であることから、増額変更の協議対象外です。スライド条項又は、予測不能な事象によるものを協議対象とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
26	実施方針	15	第8章 3	「令和8年5月頃」、「令和8年8月頃」との記載がありますが、昨今の働き方改革も御勘案の上、GW・お盆明けは避けていただき、5月下旬、8月下旬を希望します。	募集公告時に具体的な日程を提示します。
27	実施方針	17	別紙1 業務範囲 全般	業務範囲において組合と事業者欄ともに○を付けられている業務内容の所掌をお教えます。	備考に記載がない設計監理、施工監理については、組合でも監督員や第三者監理の委託等により実施しますが、事業者においても各自主検査等を含む施工管理以外に、事業者が組合に提出する設計内容や検討報告書、工事記録、協議書、各自主検査要領書等、十分なチェック体制・施工体制を構築することで、適切な管理及び監理をお願いしたいと考えております。
28	実施方針	17	別紙1 業務範囲 *施設整備業務 事前調査 テレビ受信障害調査	テレビ受信障害調査について、工事中の調査を見込むということでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	実施方針	17	別紙1 業務範囲 *設計 設計段階での周辺住民説明	設計段階での周辺住民説明において、資料作成の御指示はいただけますでしょうか。	事業者は許認可及び他団体実績等を踏まえ、資料に掲載すべき事項等の抽出を行い、組合に提案してください。組合は、提案された資料を確認の上、必要に応じて協議・指示します。
30	実施方針	17	別紙1 業務範囲 *設計 官庁等との協議・手続き、許認可手続き *建設 施工前許認可手続き	設計段階の「官庁等との協議・手続き」および「許認可手続き」、建設段階の「施工前許認可手続き」は事業者業務とされていますが、多くの法令手続きは組合名義での申請が必要となります。 このため、申請書の押印・決裁・行政からの照会対応など、組合様が担うべき業務も発生すると考えております。これらの許認可手続きは、組合様および事業者の双方が関与する共同業務であるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。組合名義で行う申請書の押印・決裁・行政からの照会対応等については、組合が行います。事業者は、申請書又は照会対応等に係る書類作成や準備行為等を行うものです。
31	実施方針	17	別紙1 業務範囲 *施設整備業務 建設 施工時の周辺住民説明	施工時の周辺住民説明において、資料作成の御指示はいただけますでしょうか。	質問29の回答のとおりです。
32	実施方針	17	別紙1 業務範囲 *施設整備業務 建設 地中障害物・樹木等の撤去	「予期せぬ地中障害物等は別途協議」とありますが、予期せぬ地中障害物は事業者においてコントロールできませんので、組合様負担ということで考えてよろしいでしょうか。	例えば、周辺道路や仮設ヤード等の占有物や埋設物を机上調査や現場試掘により入念な調査を行った結果、予期せぬ地中障害物が確認された場合には、その切廻し費用や撤去費用は組合負担となります。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
33	実施方針	17	別紙1 業務範囲 * 施設整備業務 建設 交付金の申請	交付金の申請で、「事業者は申請手続きに関する協力を行う」とありますが、協力の範囲はどのようなものでしょうか。	各年度割の工種ごとの内訳や交付対象内外が示された書類等の作成を想定しています。
34	実施方針	17	別紙1 業務範囲 * 施設整備業務 建設 施工管理	施工監理の業務範囲にどちらも○がついておりますが、組合様の監理範囲をお示してください。	質問27の回答のとおりです。
35	実施方針	17	別紙1 業務範囲 * 施設整備業務 試運転・引渡し	本事業では、一般廃棄物処理を継続しつつ既設設備を使用して単体試運転および負荷試運転を実施する必要があります。このため、電力・用水・ボイラ薬品・灰処理費(キレート剤等)などの共通用役については、新設設備の試運転使用分を既設設備と区分して算定することが困難と考えております。 「試運転に伴う用役費は事業者負担」との記載は、通常の単独プラントでの試運転を想定した一般的な整理と理解しておりますが、本事業のように既設設備を稼働させながら一般廃棄物を継続処理する特殊条件下では、共通用役費を組合様負担として取り扱う方が合理的と考えます。ご検討のほど、よろしく願いいたします。	設計段階で通常想定出来る共通用役については、事業者負担を基本としますが、更新した設備や機器類の試運転に係る共通用役は事業者負担、通常運転に関するものは組合負担とします。
36	実施方針	17	別紙1 業務範囲 * 施設整備業務 試運転・引渡し 試運転により発生する電力の売電収入	試運転により発生する電力の売電収入について、組合様に「○」がありますが、アンシラリーサービス料金・発電側課金の負担は組合様との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
37	実施方針	17	別紙1 業務範囲 * 施設整備業務 試運転・引渡し 施設運営マニュアル作成	「施設運営マニュアル作成」が事業者業務と記載されていますが、運営は組合様の業務と認識しております。本項目は、設備の運転要領書等の技術マニュアル作成を指す理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
38	実施方針	17	別紙1 業務範囲 * 解体業務 解体	解体業務の全ての項目について、事業者に「○」がありますが、スクラップの売却益は組合様、事業者どちらに帰属しますでしょうか。	鉄くずの売却収益は事業費における収入として交付対象事業費から控除することとなっておりますが、これに該当しない方法となる場合は、「循環型社会形成推進交付金等の実績報告及び額の確定マニュアル」、循環交付金Q&A及び会計検査院が公表している資料を確認しつつ、適切に対応してください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
39	実施方針	17	別紙1 業務範囲 *解体業務 解体	アスベスト含有建材の解体撤去において、事業者の業務範囲とされておりますが、事前にアスベスト含有の有無が判明しなかった場合は組合様負担としていただけませんか。	アスベストの調査は事業者所掌とします。また、調査の結果、アスベストの含有が確認されなかった場合の解体撤去処分に係る費用については事業者負担とし、アスベストの含有が確認された場合は、その増額分に係る費用は組合負担とします。ただし、調査時にアスベストの含有を確認することができず、解体撤去処分時に確認された場合は、その増額分に係る費用は組合負担とします。
40	実施方針	17	別紙1 業務範囲 *解体業務 解体 除染工事	解体物の除染作業は事業者にて行いますが、除染物(焼却灰、飛灰、除染物を洗浄した排水等)は既存施設の廃棄物と同様に組合殿にて処理していただけるものとしてよろしいでしょうか。	除染物のうち、作業により分別が困難であり、組合の処理設備にやむを得ず流入する廃棄物については、組合で処理します。
41	実施方針	18	別紙2 リスク分担表 *建設段階 工事費増大	組合様都合・指示・工程変更等による設計変更が発生した場合、設計費の増大リスクは、「リスク分担表 建設段階工事費増大」と同様、組合様分担に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
42	実施方針	18	別紙2 リスク分担表 *共通 制度関連 税制変更	「制度関連 税制変更」で「これら以外」とあるのは「事業者の利益に課せられる税制度の変更、新税の設立に伴うもの以外」ということでしょうか。	ご認識のとおりです。
43	実施方針	18	別紙2 リスク分担表 *共通 社会環境 環境保全	制度・法令変更に伴う環境基準の強化など、事業者が予見できない追加対応は、別紙2の整理どおり組合様負担または協議扱いとなる理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
44	実施方針	18	別紙2 リスク分担表 *共通 物価変動	物価変動によるスライド条項の適用について、契約金額の基準となる時点は入札提案書類提出日としていただくようお願いいたします。	検討し、募集公告時に提示します。
45	実施方針	18	別紙2 リスク分担表 *共通 物価変動	「物価変動」の項目で「一定の範囲」とありますが、「一定の範囲」とは公共工事請負約款の1.5%を想定されていますでしょうか。	ご認識のとおりです。
46	実施方針	18	別紙2 リスク分担表 *共通 不可抗力	「不可抗力」の項目で「組合及び事業者の行為とは無関係に外部から障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより遅延が発生するリスク」において「一定程度までのリスクは事業が負担」とありますが、「一定程度」とは公共工事請負約款の1%を想定されていますでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
47	実施方針	18	別紙2 リスク分担表 * 共通 債務不履行 * 設計段階 測量・調査の不備 基本設計・実施設計変更 * 建設段階 工事遅延 工事費増大	「債務不履行」、「測量・調査の不備」、「基本・実施設計変更」、「建設着工遅延」、「工事遅延」、「工事費増大」において、「事業者の事由」、「組合の事由」しか規定がありませんが、その他の事由による場合はどのように扱われるのでしょうか。「事業者の事由」、「事業者以外の事由」としていただくことを希望します。	その他の事由は都度協議とします。
48	実施方針	18	別紙2 リスク分担表 * 設計段階 測量・調査の不備 基本・実施設計変更 * 建設段階 工事費増大	既存調査により把握することのできない事由による設計変更はリスク分担表のコスト増大リスクの内、組合分担に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
49	実施方針	18	別紙2 リスク分担表 * 設計段階 基本・実施設計変更	「基本・実施設計変更」の項目で、「事象者」とあるのですが、「事業者」の誤りでしょうか。	事業者を正とします。
50	実施方針	18	別紙2 リスク分担表 * 設計段階 基本・実施設計変更	「基本設計・実施設計ミスなどによる」の具体的な例をご教示ください。質疑回答および打合せ内容に準拠した設計はミスに該当しないと考えてよろしいでしょうか。	質疑回答及び打合せ内容に準拠した設計変更についても、要求水準書等に記載があった内容が反映されていない場合等はミスとします。
51	実施方針	18	別紙2 リスク分担表 * 設計段階 基本・実施設計変更 * 建設段階 工事費増大	入札時に未確定の事由による設計変更はリスク分担表のコスト増大リスクの内、組合様分担に該当すると考えてよろしいでしょうか。	未確定の事由の内容によっては都度協議いたしますが、事業の目的達成のために必要な業務等については、事業者の提案及び責任において全て実施することを前提とします。よって、設計変更等による増額変更については、性能発注の事業特性を鑑み、物価高騰あるいは不可視部分の変更以外の変更は原則ないものと考えております。
52	実施方針	18	別紙2 リスク分担表 * 設計段階全般 * 建設段階全般	工事期間中の設計変更のリスク負担について規定がありませんが、事業者に過度の負担を課さないよう「事業者の責めに帰する設計変更及び計画変更に関するもの」は事業者負担で、それ以外は組合様負担としていただけませんか。	設計変更等による増額変更については、性能発注の事業特性を鑑み、物価高騰あるいは不可視部分の変更以外の変更は原則ないものと考えております。
53	実施方針	18	別紙2 リスク分担表	一般的損害等の公共工事請負約款に記載のある事項の規定がありませんが、公共工事請負約款の記載の通りでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
54	実施方針	18	別紙2リスク分担表	工事期間中の施設設備機器劣化の事項に関する規定がありませんが、「本事業の実施内容に対する保証期間内の設備機器の劣化に関するリスク」は事業者負担で、それ以外は組合様負担としていただきたくお願い申し上げます。	募集公告時に契約不適合責任の考え方を示します。
55	その他	—	—	実施方針、質疑・回答、入札公告時提示文書、今後締結予定の契約書等の優先順位についてご教示ください。	契約書、募集公告時提示文書（要求水準書等）、実施方針及び質疑・回答、事業者提案書の順とします。